

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、自治会町内会に加入していない世帯を含めずに「町の防災組織」を結成している町内会に対し、「町の防災組織」活動費補助金を支出したことは違法であると主張しています。

しかしながら、請求人の主張は、町内会が結成する「町の防災組織」に関する意見を述べているにすぎず、また、自治会町内会に加入していない世帯を含めずに結成した「町の防災組織」に対して、活動費補助金を支出したことが、違法又は不当であるとする事実を証する書面が添付されているとは認められません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。